

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針 策定スケジュール

平成30年7月1日現在

資料4

1. 策定スケジュール（予定）

区分	平成29年度							備考
	平成29年				平成30年			
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
起業		決裁						
適正化検討調整会議		設置要綱制定	・委嘱 ・事前調整	会議	→			基本方針素案作成
適正規模等研究会議		設計 予算要求					予算確定	
教育委員会			起業報告		経過報告	経過報告	経過報告	
総合教育会議						経過報告		

区分	平成30年度												備考		
	平成30年								平成31年						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
適正化検討調整会議	↓								→				基本方針案完成	基本方針素案→案作成	
適正規模等研究会議	設置要綱制定	委員推薦依頼及び公募		委員選任	8/1委嘱、2~3回会議予定										
教育委員会	経過報告			委員選任	経過報告								基本方針確定議決		
総合教育会議					経過報告								経過報告協議・合意		
パブリック・コメント								意見募集・事後処理 11月下旬~12月中旬 (30日間)							
児童生徒保護者・教員アンケート	調査様式決定 学校・関係機関へ協力依頼	実施期間 5/21~5/31	アンケート集計・分析・報告書作成												
未就学児保護者アンケート		実施期間 5/21~6/4													

※上記の手続きは、状況に応じて前後することがあります。

2. 上記区分の説明

区分	説明
起業	基本方針策定手続の着手(適正化検討調整会議の設置及び策定概要の決定)
適正化検討調整会議	事務局職員により構成する会議として、「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」の案の作成及び学校規模等の適正化に関する手続の総合的調整を行う。必要に応じて関係者の会議出席・意見聴取を行う。
適正規模等研究会議	学識経験者、関係団体代表者、公募委員等で構成する会議として、「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」の案に対し、それぞれの視点に立った意見を伺い、基本方針の案に反映させる。保護者アンケートの結果等、手続状況に応じた情報提供と個々の観点から意見を伺うため、2～3回程度の開催予定とする。設置要綱の制定・委嘱について教育委員会で諮る。保護者アンケートの結果等、手続状況に応じた情報提供と意見聴取を行う。
教育委員会	随時状況の報告と「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」の策定手続についてお諮りする。意見をその都度賜り、手続や基本方針の案に反映して行く。最終的に基本方針の策定を行う。(平成31年2月定例会での審議予定)
総合教育会議	随時状況の報告と「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」の策定手続きについて、市長と教育委員会で協議を行いながら合意形成を図る。
パブリック・コメント	「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」に対し、市民から広く意見募集を行うため、北本市パブリック・コメント実施要綱に基づき実施する。実施期間30日
児童生徒保護者・教員アンケート	学校規模等の適正化に関する意識調査(適正と考えられる学校規模や通学距離及び小規模・大規模校の各々のメリット・デメリット等の意識調査)
未就学児保護者アンケート	学校規模等の適正化に関する意識調査(適正と考えられる学校規模や通学距離及び小規模・大規模校の各々のメリット・デメリット等の意識調査)